

市・県民税課税資料閲覧要領

1 目的

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項に規定する自己情報の開示請求によれば、開示までに相当の日数を要することから、郡山市市民税課が保有する特定の市・県民税課税資料について、自己情報の閲覧申請後直ちに当該自己情報の閲覧をすることができる制度を定め、もって市民の利便を図る。

（令和 5 年 4 月 1 日一部改正）

2 申請できる者

本人または代理人とする。

（平成 16 年 11 月 1 日一部改正）

3 開示の方法

開示される資料の閲覧（その書写を含む。）に限る。なお、コピーを希望する場合は、法に基づく自己情報の開示請求によるものとする。

（令和 5 年 4 月 1 日一部改正）

4 閲覧対象資料

申請の対象とする資料は次に掲げるものとする。

- (1) 給与支払報告書（電磁的記録媒体及び電子申告による給与支払報告については、その内容を反映した資料及び前職・被扶養者一覧表とする。）
- (2) 市・県民税申告書（添付書類を含む。）
- (3) 公的年金等支払報告書
- (4) 確定申告した場合、税務署から郡山市に送付された申告書（住民税用）
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるものの他、市・県民税額計算の基礎とした課税資料

（平成 16 年 11 月 1 日追加）

（平成 28 年 1 月 1 日一部改正）

5 事務手続

市民税課窓口で閲覧申請があった場合の手続は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 閲覧申請をしようとする者に対し、当該申請をしようとする資料の再発行や所得証明書等の申請など他に代替手段がないことを確認する。
- (2) 申請者（代理人）が市・県民税課税資料閲覧申請書（別紙(1)）に必要事項を記入した後、受付者は、申請者（代理人）が本人であることを証することができる書類（運転免許証、パスポート又は個人番号カード、これらが無い場合は健康保険証）の提示を求める。

- (3) 代理人が申請するときは、次に掲げる書類により代理関係を確認するものとする。
- ア 本人が病気入院中、歩行困難、外国出張中その他の理由で本人を任意代理するときは、本人の実印を押印した委任状（別紙(2)）及び実印に係る印鑑登録証明書
 - イ 本人が未成年者や成年被後見人その他の行為能力を有しない者で本人を法定代理するときは、親権者又は後見人であることを証する戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の審判書その他の法定代理関係を証する書類
- (4) 閲覧時、市・県民税申告書の控を希望した場合は、控の用紙を渡し申請者に書写させる。
- （平成 16 年 11 月 1 日一部改正）
（平成 28 年 1 月 1 日一部改正）

6 注意事項

申請者に閲覧させる際、担当職員は、閲覧させるべき資料以外の情報が漏洩しないよう注意しなければならない。

7 施行日

- この要領は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 本要領中、「5 事務手続」の(2)における「個人番号カード」については、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に基づき発行された顔写真付き住民基本台帳カードが提示された場合、その有効期限内に限り、申請者（代理人）が本人であることを証することができる書類として取り扱うものとする。
- （平成 28 年 1 月 1 日追加）